

尾張旭駅前広場特別使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭駅前広場（以下「駅前広場」という。）を産業振興や地域コミュニティ活動等の場として供し、地域活性化の推進を図る場合について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「駅前広場」とは、都市計画道路尾張旭駅前線において尾張旭市東大道町原田地内に設けられた尾張旭駅前広場をいう。

2 この要綱において「特別な使用」とは、特定の個人又は団体が、第4条各号に規定する場合に係る活動及び行為等を、市長の承認を得て駅前広場で行うことをいう。

(特別な使用ができる場所)

第3条 特別な使用ができる場所は、別紙に定める場所とする。

(特別な使用の範囲)

第4条 特別な使用をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限る。

- (1) 市の商業、工業及び農業等の振興に有益であると認められるとき。
- (2) 市の地域コミュニティの振興に有益であると認められるとき。
- (3) 公益的活動、慈善活動又は社会奉仕活動と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 特別な使用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、尾張旭駅前広場特別使用申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請ができる期間は、当該使用しようとする日又は使用しようとする期間の初日の1年前の日から40日前までとする。

(使用の承認等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、承認の可否を決定し、尾張旭駅前広場特別使用承認・不承認決定通知書（第2号様式。以下「承認決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、駅前広場の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により特別な使用を承認したときは、当該周知に協力するよう努めるものとする。

(使用の承認期間及び承認時間)

第7条 前条の規定による使用の承認期間は、原則として当該承認に係る使用内容によるものとする。また、使用の承認時間は、原則として午前8時から午後8時までの間とする。

(使用の制限)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 広告、宣伝及び販売行為など営利を目的とするものと認めるとき。ただし、第4条各号に掲げる目的で使用することに付随するものと認める場合は、この限りでない。
- (2) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 道路利用者の通行及び災害時の避難誘導に支障となる恐れがあると認めるとき。
- (5) 施設又は付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理上支障があると認めるとき。
- (7) 前6号に定めるほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消等)

第9条 市長は、第6条の規定により特別な使用について承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力によって、駅前広場の利用ができなくなったとき。
- (5) 一般の道路利用者に危険を生じさせる恐れがあるとき。
- (6) 騒音等により、近隣より苦情等が発生したとき。
- (7) 駅前広場の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (8) 公用のために使用する必要が生じたとき。
- (9) 前8号に定めるほか、市長が必要と認めるとき。

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、承認決定通知書の内容を大幅に変更する場合は、事前に必ず市長と協議し、その承認を得るものとする。

(使用取消しの届出)

第11条 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、尾張旭駅前広場特別使

用取消届（第3号様式）に承認決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用者の責任）

第12条 使用者は、特別な使用によって、市又は第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

2 第9条に定める事項によって使用者に損害を生じることがあっても、市は一切の責任及び負担を負わない。

3 使用者は、市長に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

(1) 特別な使用に関する一切の責任にあたっては、使用者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。

(2) 特別な使用が、第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 市に対して第三者から当該使用に関連して損害を被ったとの請求がなされた場合は、使用者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を遵守すること。

（使用権譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、特別な使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設の変更制限）

第14条 使用者は、特別の設備をすることなどにより駅前広場の施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、駅前広場の特別な使用を終了したときは、直ちに原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。第9条の規定により使用の承認を取消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、駅前広場の特別な使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

尾張旭駅前広場特別使用申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
名称及び
代表者氏名
(担当者 電話)

次のとおり申請します。

| | | | |
|--------|------|------|-------------|
| 使用名称 | | | |
| 使用目的 | | | |
| 集合予定人数 | | | |
| 使用日 | 開始時刻 | 終了時刻 | 使用場所 |
| | | | A地区・B地区・C地区 |
| 方法又は形態 | | | |

方法又は形態の欄には駅前広場の使用方法を記入するとともに、別紙位置図に資材等の設置予定箇所を記入し添付してください。

位 置 図



使用に当たっては、尾張旭駅前広場特別使用要綱の規定を遵守してください。
歩行者通行用の通路をそれぞれ最低2 m確保するとともに、視覚障害者誘導
用ブロックをふさがないようにしてください。また混雑が予想される場合にお
いては、可能な限り誘導員を配置してください。

資材搬入のための車両等については、資材運搬後、速やかに道路部分から退
去してください。

第2号様式(第6条関係)

尾張旭駅前広場特別使用承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

尾張旭市長

次のとおり承認
不承認 します。

| | | | |
|--------|------|------|-------------|
| 使用名称 | | | |
| 使用目的 | | | |
| 集合予定人数 | | | |
| 使用日 | 開始時刻 | 終了時刻 | 使用場所 |
| | | | A地区・B地区・C地区 |
| 方法又は形態 | | | |

第3号様式(第11条関係)

尾張旭駅前広場特別使用取消届

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
名 称 及 び
代表者氏名
(担当者 電話)

次のとおり届け出ます。

| | |
|---------|------------------------|
| 取消しの内容 | |
| 取消しの理由 | |
| 添 付 書 類 | 尾張旭駅前広場特別使用承認・不承認決定通知書 |